

EDINET で提出する監査報告書への XBRL タグ付けに係る周知文書

2022 年 2 月 4 日

改正 2022 年 10 月 13 日

日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会

(周知文書：第 17 号)

1. はじめに

2021 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から EDINET で提出される監査報告書については、監査上の主要な検討事項が XBRL (eXtensible Business Reporting Language) のタグ付けの範囲に含まれることになった。監査上の主要な検討事項の XBRL タグ付けについては、2021 年 2 月 22 日付けで公表した「[EDINET で提出される監査報告書の XBRL タグ付け範囲の拡大に関する留意事項](#)」等により会員への周知を行ってきたが、金融庁が 2021 年 11 月に公表した XBRL 関連ガイドラインの改訂において、監査上の主要な検討事項の XBRL タグ付け方針等が一部追加されたことから、改めて会員の理解に資するための解説を行うものである。さらに、2022 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度からは、監査報告書におけるその他の記載内容に関する XBRL タグ付けも追加されたため、併せて解説を行う。

本周知文書は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するものではなく、会員が遵守すべき基準等にも該当しない。また、2022 年 2 月 4 日時点の最新情報に基づいている。

2. 監査上の主要な検討事項の XBRL タグ付けについて

監査上の主要な検討事項の記載区分において XBRL タグ付けの対象となるのは、「監査上の主要な検討事項」の全体と、記載項目ごとに分けた「全体概要」、「見出し」、「開示への参照」、「内容及び理由」、「監査上の対応」であり、それらの XBRL タグが EDINET タクソノミに用意されている。さらに個別財務諸表に対する監査報告書のみにも適用される「連結と同一内容である旨」のタグも用意されている。監査上の主要な検討事項の記載区分における XBRL タグ付けの範囲及びその XBRL タグ付けの範囲に対応する EDINET タクソノミについての変更はない。今回の XBRL 関連ガイドラインの改訂では、監査上の主要な検討事項を表形式で記載する場合の「内容及び理由」と「監査上の対応」のレイアウトに関する注意事項及び「連結と同一内容である旨」の XBRL タグの使用方法が明確化された。

【図表 1】 監査上の主要な検討事項の XBRL タグ付け対象（連結・個別）

タグ付け区分	タグ付けの対象及び内容
監査上の主要な検討事項	監査上の主要な検討事項の全体に対してタグ付けされる。連結と個別の両方において必ずタグ付け対象となる。
全体概要	「監査上の主要な検討事項」区分の冒頭に記載する説明文言に対してタグ付けされる。主見出しである「監査上の主要な検討事項」は含めない。連結と個別の両方において必ずタグ付け対象となる。
見出し	監査上の主要な検討事項の連番を示す「○件目」のタグを組み合わせて、個々の監査上の主要な検討事項を区別するための小見出しに対してタグ付けされる。
開示への参照	個々の監査上の主要な検討事項において注記事項への参照が記載されている場合に、監査上の主要な検討事項の連番を示す「○件目」のタグを組み合わせて、文章中の注記事項への参照部分を区切ってタグ付けされる。注記事項への参照が、文章中に複数記載されている場合には、それぞれの注記事項の参照先ごとにタグ付けされる。
内容及び理由（※）	監査上の主要な検討事項の連番を示す「○件目」のタグを組み合わせて、監査上の主要な検討事項に決定した理由に対してタグ付けされる。
監査上の対応（※）	監査上の主要な検討事項の連番を示す「○件目」のタグを組み合わせて、監査上の対応に対してタグ付けされる。
連結と同一内容である旨（※）	連結財務諸表及び個別財務諸表の監査を実施しており、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため個別財務諸表の監査報告書においてその記載を省略している場合に、その説明文に対して監査上の主要な検討事項の連番を示す「○件目」のタグを組み合わせてタグ付けされる。

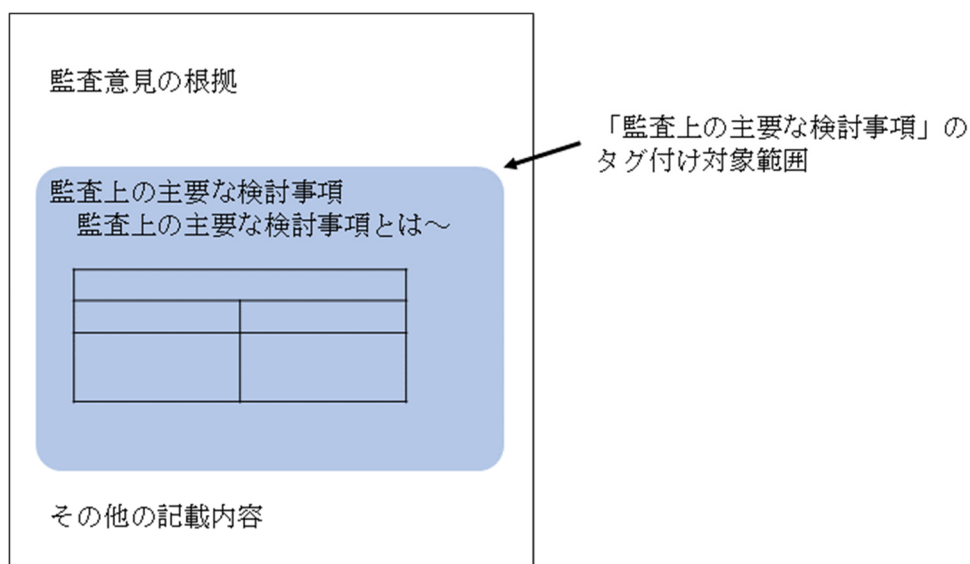
（※） EDINET の XBRL 関連ガイドラインの改訂において注意すべき事項が明示された箇所

以下、監査上の主要な検討事項の記載区分ごとに解説を行う。なお、特に明示していない限り、連結財務諸表と個別財務諸表に対する監査報告書の両方のタグ付けに共通する内容である。

(1) 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項の記載区分の全体が「監査上の主要な検討事項」のタグ付け範囲となる。この範囲には主見出しである「監査上の主要な検討事項」も含まれる。

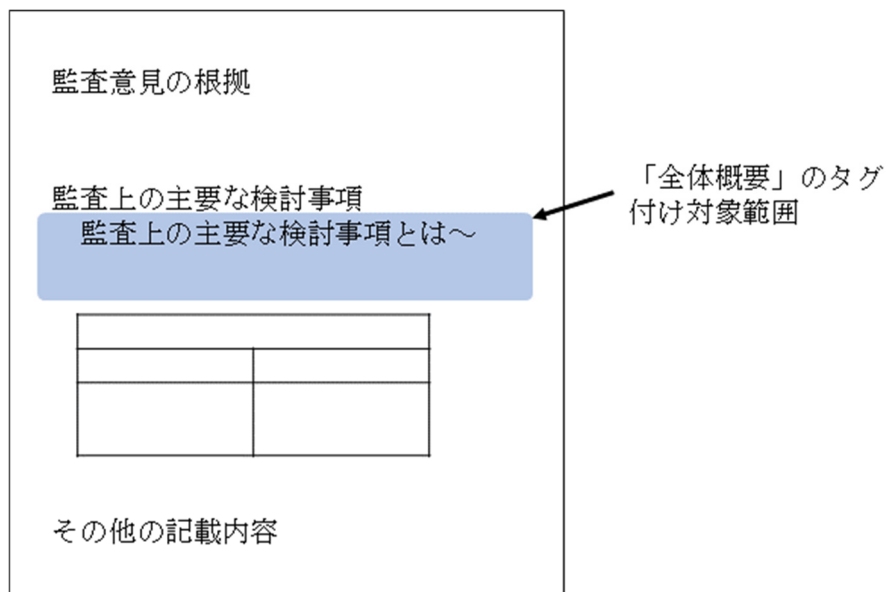
【図表 2】「監査上の主要な検討事項」のタグ付け対象範囲（監査報告書の該当部分を抜粋）



(2) 全体概要

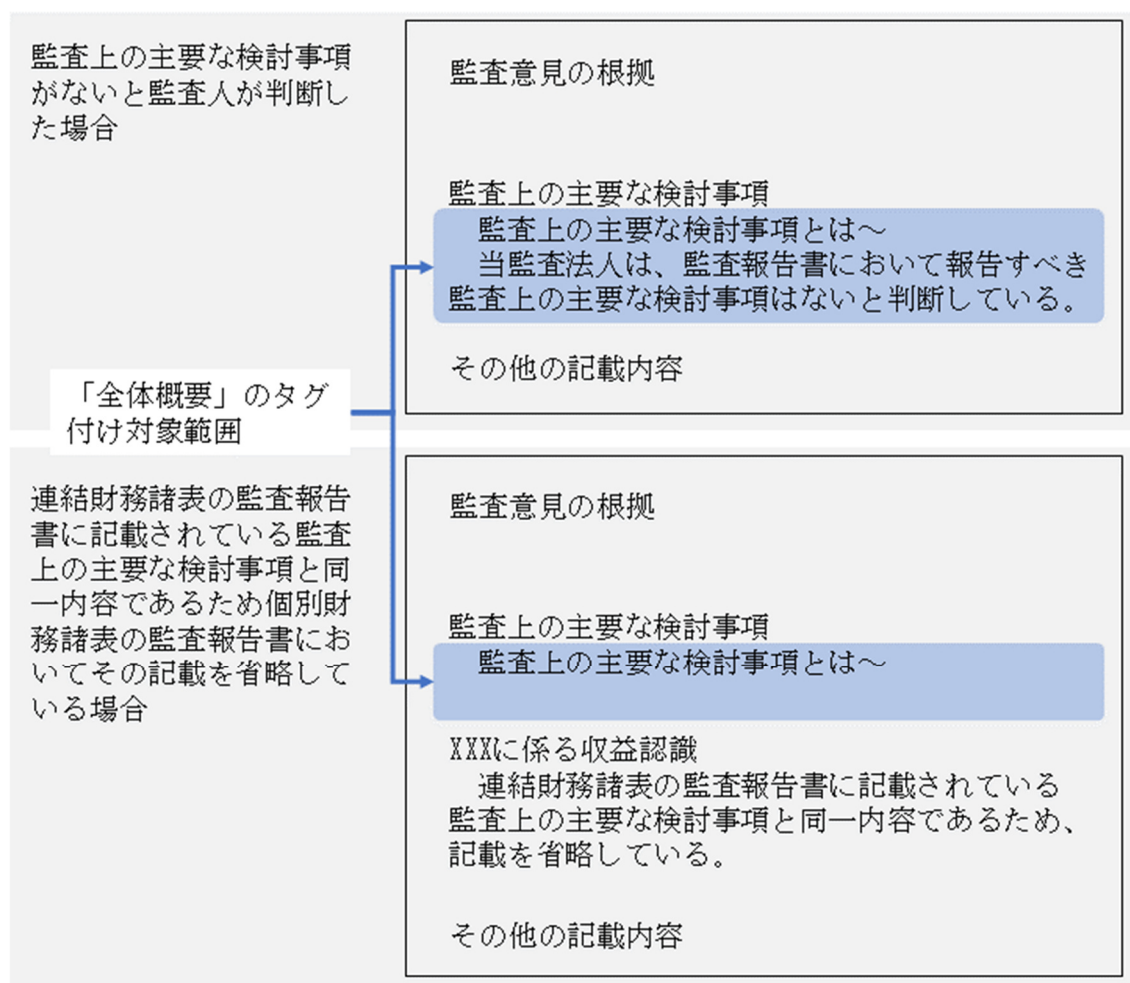
「全体概要」のタグ付け範囲は、監査上の主要な検討事項の区分の冒頭に記載する記述内容である。この範囲には主見出しである「監査上の主要な検討事項」は含まれず、また個々の監査上の主要な検討事項の小見出しも含まれない。

【図表3】「全体概要」のタグ付け対象範囲（監査報告書の該当部分を抜粋）



監査人は、企業及び監査に関する事実及び状況を踏まえて、報告すべき監査上の主要な検討事項がない場合には、個々の監査上の主要な検討事項を記載しない場合がある。その場合には、記載しない旨の記述内容も「全体概要」のタグ付け対象範囲に含まれる。ただし、後述する連結と同一内容である旨を記載している場合には、その小見出しと連結同一内容である旨の記述は「全体概要」のタグ付け対象の範囲に含まれない。

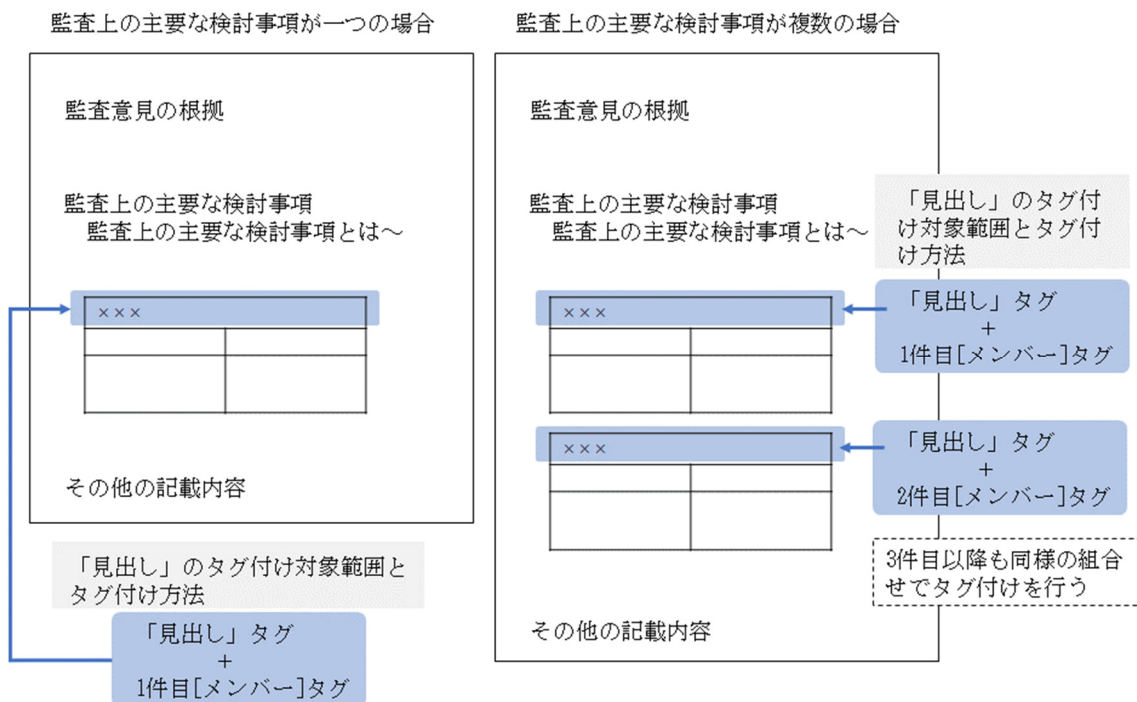
【図表 4】 報告すべき監査上の主要な検討事項がない場合の「全体概要」のタグ付け対象範囲（監査報告書の該当部分を抜粋）



(3) 見出し

個々の監査上の主要な検討事項には、区分を明確にするためにそれぞれに小見出しを付けることが求められている。それらの小見出しが「見出し」のタグ付け範囲となる。EDINET タクソノミに用意されている「見出し」のタグは一つのみだが、これは同じく EDINET タクソノミに用意されている「メンバータグ」と呼ばれる連番を設定するための XBRL タグと組み合わせることで、複数の監査上の主要な検討事項の小見出しに XBRL タグ付けを行うことができる。メンバータグは EDINET タクソノミに「1 件目[メンバー]」、「2 件目[メンバー]」、「3 件目[メンバー]」といったメンバータグが用意されており、監査上の主要な検討事項の記載件数に合わせてメンバータグを使用する。

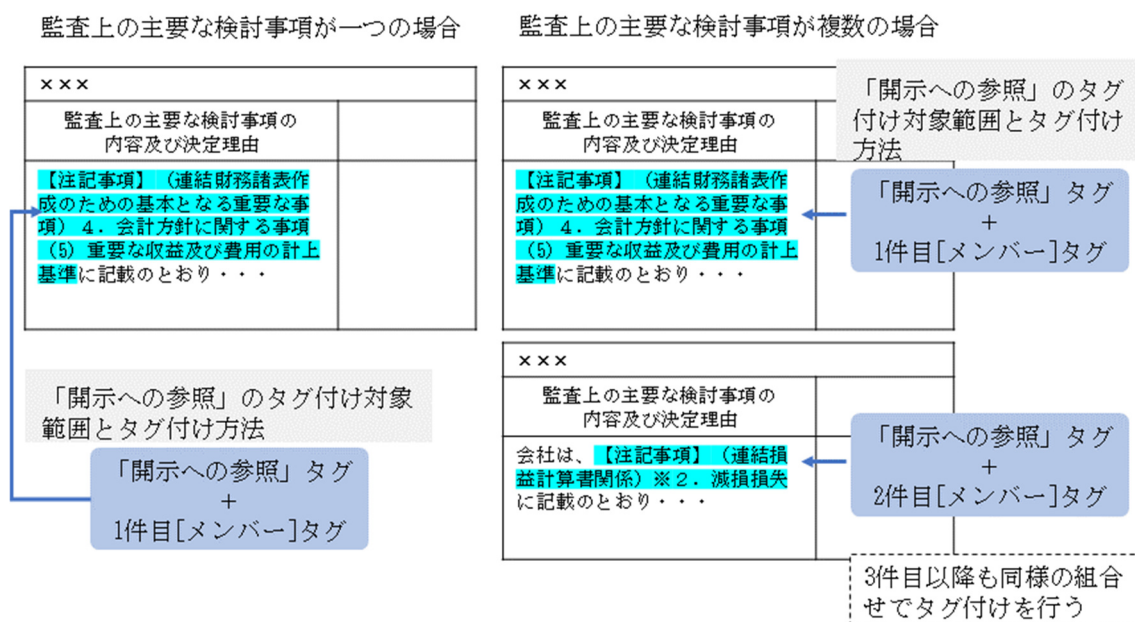
【図表5】「見出し」のタグ付け範囲とタグ付け方法（監査報告書の該当部分を抜粋）



(4) 開示への参照

個々の監査上の主要な検討事項において注記事項への参照が記載されている場合に、当該注記事項を示す記述内容が「開示への参照」のタグ付け範囲の対象となる。「開示への参照」のタグ付けについては、「見出し」のタグ付けと同様に監査上の主要な検討事項の件数に合わせたメンバータグとの組合せで注記事項への参照の記述内容にタグ付けされる。

【図表6】「開示への参照」のタグ付け範囲とタグ付け方法（監査報告書の該当部分を抜粋）



① 注記事項への参照が複数記載されている場合

一つの監査上の主要な検討事項において、注記事項への参照が複数記載されている場合に、注記事項への参照の記述方法が、(A) 文章中で離れた記述となっている場合と(B) 連続した記述となっている場合によってタグ付け方法が異なる。(A) 文章中で離れた記述となっている場合には、注記事項への参照箇所ごとに区切って「開示への参照」のタグが付けられる。例えば、1つ目の注記事項への参照には、「開示への参照」のタグ、2つ目の注記事項への参照には「開示への参照 2」のタグ、3つ目以降は、「開示への参照 3」のタグ、「開示への参照 4」のタグというように注記事項への参照箇所を区切ってタグ付けされる。

一方、(B) 複数の注記事項への参照の記載が連続した記述となっている場合には、注記事項への参照を区切らずに、注記事項への参照の全体に一つの「開示への参照」のタグを付けることになる。

なお、同一の注記事項への参照が複数回記載されている場合には、初出の注記事項への参照のみがタグ付けされる。

「開示への参照」のタグ付け方法の注意事項については、金融庁が公表している [EDINET タクソノミの概要説明](#)（2021年11月）に記載されている。

2-5-2-19 監査報告書

＜KAMの「開示への参照」のタグ付け＞

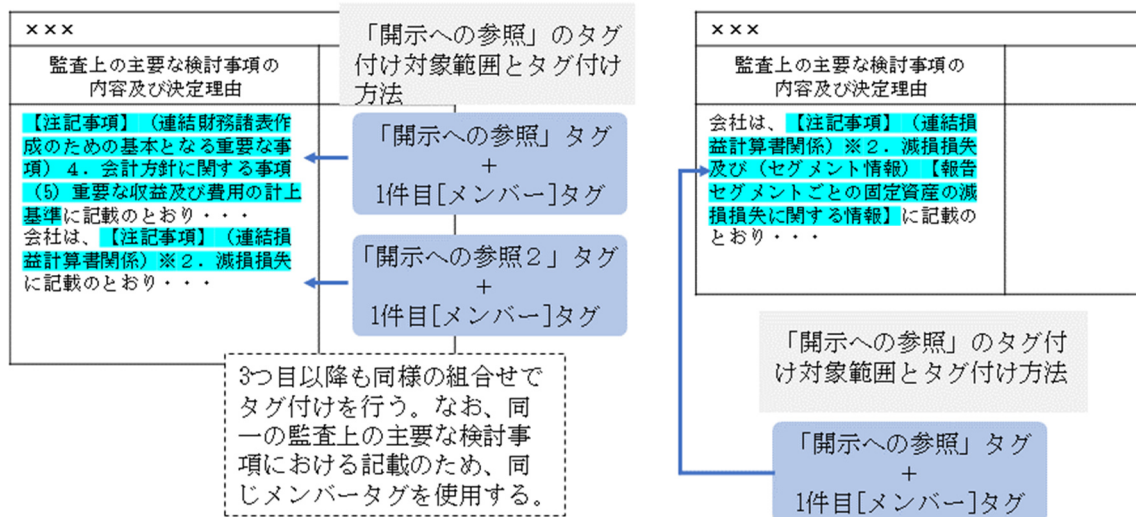
注記事項への参照が記載されている場合は、当該参照を「開示への参照」要素でタグ付けしてください。

一つのKAMについて注記事項への参照が複数記載されている場合、「開示への参照」要素、「開示への参照2」要素等を用いてそれぞれタグ付けしてください。ただし、連続して記載される複数の参照情報はまとめて一つの要素でタグ付けしてください。一つのKAMについて同一の参照情報が複数回記載されている場合は、初出のみのタグ付けで差支えありません。

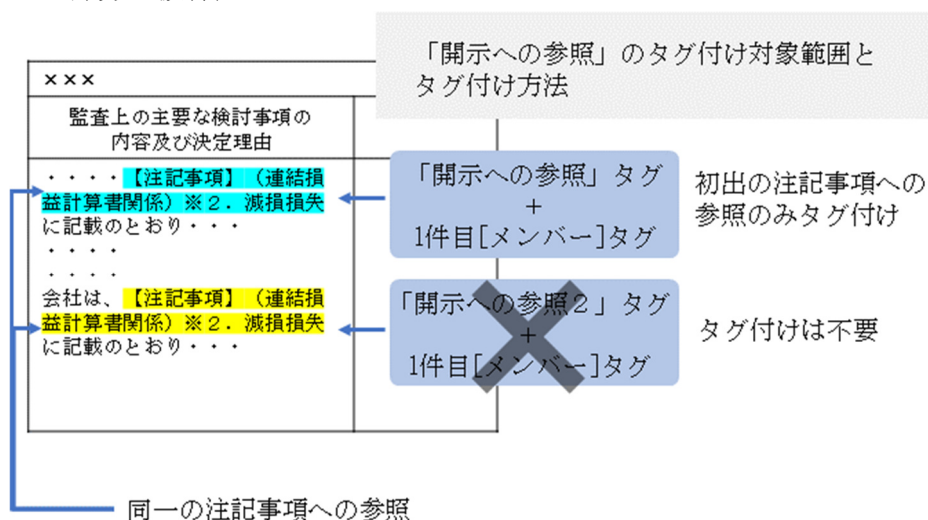
【図表7】一つの監査上の主要な検討事項に注記事項への参照が複数ある場合（監査報告書の該当部分を抜粋）

複数の注記事項への参照が離れて記載されている場合

複数の注記事項への参照が連続して記載されている場合



【図表 8】 同一の注記事項への参照が複数回記載されている場合（監査報告書の該当部分を抜粋）

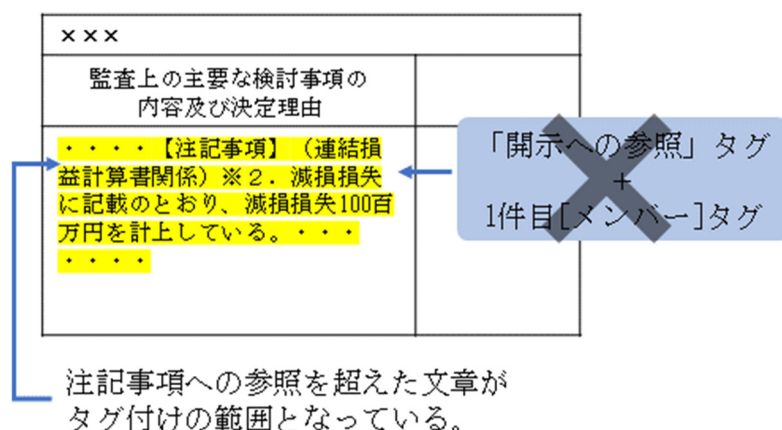


② 注記事項への参照へのタグ付け誤りの例

注記事項への参照に対するタグ付けで誤りやすい例として、タグ付けの範囲を注記事項への参照に区切らずに文章全体を対象としてしまう場合（タグ付け範囲の誤り）、注記事項以外への参照にタグ付けしてしまう場合（タグ付け対象の誤り）、同一の監査上の主要な検討事項で複数の注記事項への参照に異なるメンバータグを付けてしまう場合などが挙げられる。なお、メンバータグで表記されている「○件目」とは、注記事項への参照の数ではなく、当該監査上の主要な検討事項自体が何番目の項目であることを表している。

【図表 9】 開示への参照のタグ付け範囲の誤り（監査報告書の該当部分を抜粋）

タグ付け範囲の誤り



【図表 10】 開示への参照のタグ付け対象の誤り（監査報告書の該当部分を抜粋）

タグ付け対象の誤り

×××	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	
会社の連結損益計算書において 売上が・・・	「開示への参照」タグ + 1件目[メンバー]タグ

連結損益計算書がタグ付けの対象範囲となっている。

【図表 11】 開示への参照のタグ付けのメンバータグとの組合せの誤り（監査報告書の該当部分を抜粋）

メンバータグの誤り

×××	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	
【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項 （5）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり・・・	「開示への参照」タグ + 1件目[メンバー]タグ タグの正しい組合せ
会社は、【注記事項】（連結損益計算書関係）※2. 減損損失に記載のとおり・・・	「開示への参照2」タグ + 2件目[メンバー]タグ タグの誤った組合せ

同一の監査上の主要な検討事項における記載では同じメンバータグを使用する。上記の例では1件目[メンバー]タグを使用する。

(5) 内容及び理由

「内容及び理由」のタグ付け対象となるのは、監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由として記載されている内容である。記載区分の項目名である「監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由」自体はタグ付けの範囲には含まれない。監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由において、注記事項への参照が記載されて

いる場合でも内容及び理由のタグ付けの範囲は、注記事項への参照の記載を含めた文章全体が対象となる。その場合、「開示への参照」のタグ付けと「内容及び理由」のタグ付けが重複しているが、テキストデータとしてはそれぞれ別のデータとして作成されており、タグ付けによるエラーは生じないため問題はない。

なお、見出しのタグ付けと同様に、監査上の主要な検討事項の記載件数に合わせたメンバータグとの組合せでタグ付けが行われる。

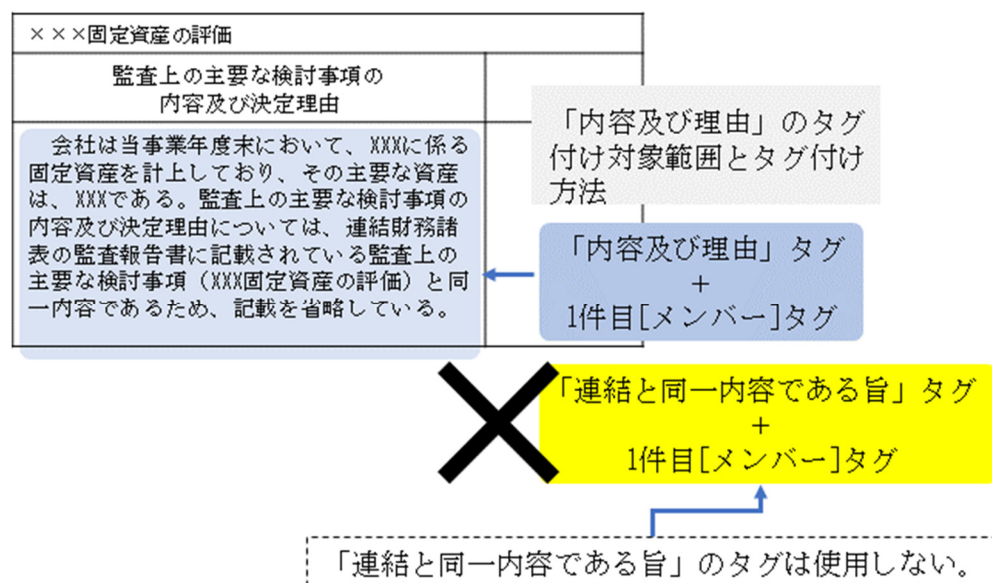
【図表 12】「内容及び理由」のタグ付け範囲とタグ付け方法（監査報告書の該当部分を抜粋）

のれんの評価	監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	「開示への参照」タグ + 1件目[メンバー]タグ
<p>連結財務諸表注記10.に記載されているとおり、会社は、2021年3月31日現在、のれん及び耐用年数の確定できない無形資産を100,000百万円計上しており、総資産の15%を占めている。</p> <p>会社は、減損テストを実施するに当たり、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された5カ年の中期経営計画を基礎とし、5カ年の計画後は、将来の不確実性を考慮して見積もっている。</p> <p>使用価値の見積りにおける重要な仮定は、5カ年の中期経営計画における将来キャッシュ・フローの見積り、5年後以降の期間の成長率及び割引率である。また、中期経営計画は、主として販売数量の拡大に影響を受ける。</p> <p>のれんの減損テストは複雑であり、将来キャッシュ・フローの見積り及び成長率並びに割引率については不確実性を伴い、経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>		<p>「内容及び理由」のタグ付け対象範囲とタグ付け方法</p> <p>「内容及び理由」タグ + 1件目[メンバー]タグ</p>

① 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由において、連結（又は個別）と同一内容であるとして具体的な記載を省略している場合

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の記載区分を設けた上で、その記載内容は連結財務諸表に対する監査報告書と同一内容であるとして具体的な記載を省略している場合には、「連結と同一内容である旨」のタグ付けは行われず、「内容及び理由」のタグ付けが行われる（「(7) 連結と同一内容である旨」参照）。

【図表 13】連結と同一内容であるとして記載を省略している場合（監査報告書の該当部分を抜粋）



「連結と同一内容である旨」のタグは使用しない。

② 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由において、記載内容を複数に分けている場合

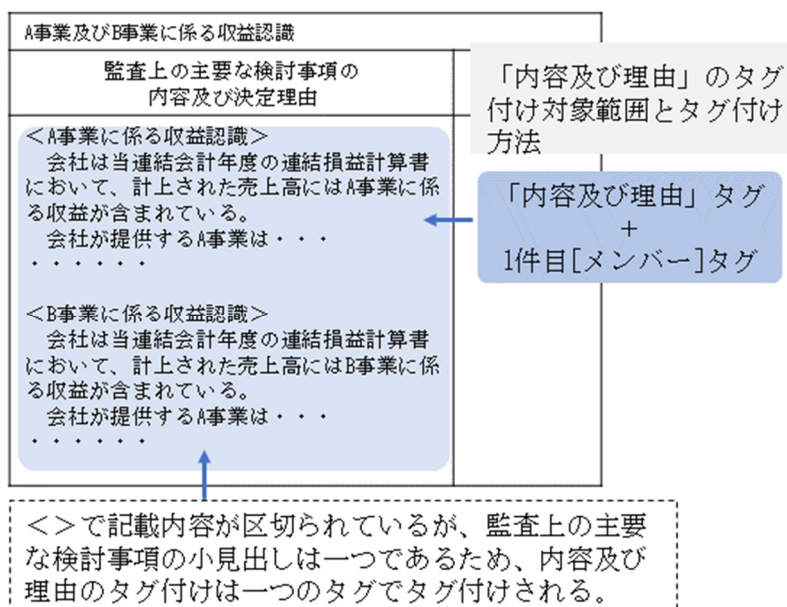
一つの小見出しを設定し、その監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由において、記載内容を複数に区分している場合には、「内容及び理由」のタグ付けは区分せずに一つのタグを使ってタグ付けが行われる。つまり、小見出しが一つの場合には「内容及び理由」のタグも一つとなる。記載内容を複数に分けるなどして監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由が長文となった場合、見やすさを重視して表のレイアウトに区切り線を入れる場合があるが、表形式での記載で表の区切りを挿入すると一つのタグでタグ付けできないため、表の区切りは行わないようにする。これについては、金融庁が公表している [EDINET タクソノミの概要説明](#)（2021年11月）において注意事項として記載されている。

2-5-2-19 監査報告書

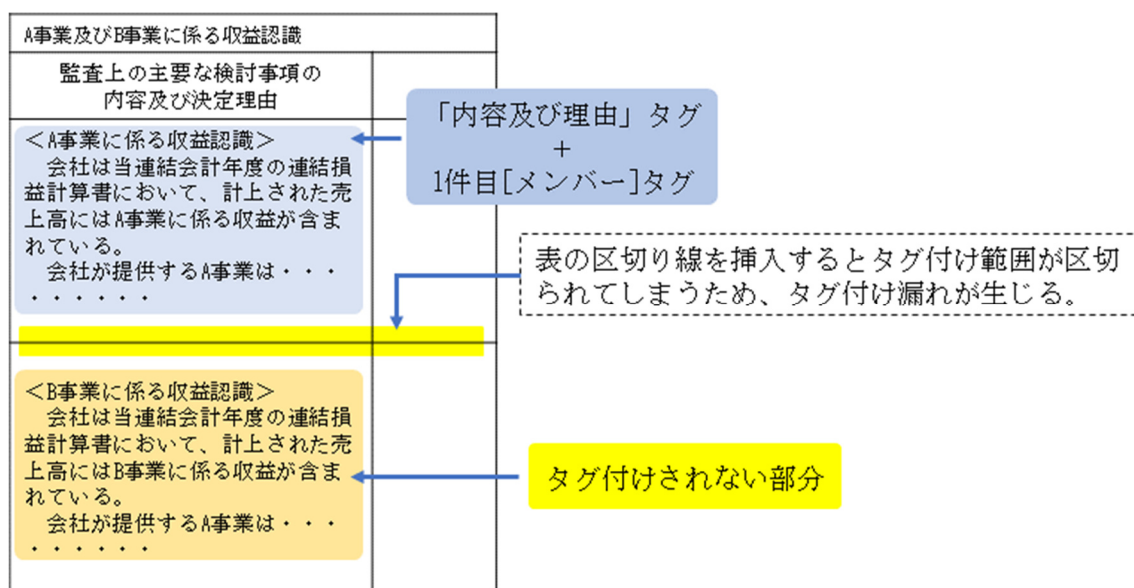
<KAMのHTML上のレイアウトに係る注意事項>

「内容及び理由」（又は「監査人の対応」）をHTML表（又はテーブル行）で記載する場合に、表の区切りを「内容及び理由」（又は「監査人の対応」）の記載の途中で挿入すると、一つのテキストブロックでタグ付けできません。一つのKAMの「内容及び理由」（又は「監査人の対応」）を一つのテキストブロックでタグ付けできないようなHTMLのレイアウトは可能な限り避けてください。

【図表 14】 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由に複数の項目が区分記載されている場合（監査報告書の該当部分を抜粋）



【図表 15】 表に区切り線が入っている場合（監査報告書の該当部分を抜粋）



③ 表中への区切り線の挿入による EDINET での監査報告書の表示

前述のとおり、監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由を表形式で記載している場合に、その表中に区切り線を入れるとタグ付けされない部分が生じるが、それ以外にも EDINET で監査報告書を見た場合、区切り線を境にして内容及び決定理由が分割して表示されることになるため、注意が必要である。なお、個々の

監査上の主要な検討事項ごとに表を区切ることは、タグ付け及び EDINET での表示において同様の問題は生じない。

【図表 16】 表中に区切り線を挿入した場合の EDINET での監査報告書の表示（一部抜粋）

<p>が用いられている。このため、当該見積りに係る不確実性が存在し、経営者による主観的な判断を伴う。</p> <p>また、減損損失の認識が必要と判定され、回収可能価額を測定する際の割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択にあたり、評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産の減損会計の適用方法の変更及び減損損失の計上が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共用資産の配賦基準が、各事業に係る将来キャッシュ・フローの生成と関連しているかを評価した。 	<p>表中に区切り線を挿入したことによる表の分割表示</p>
	<p>(8) 減損損失の計上</p> <p>個人IS事業の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するにあたり、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画の前提に用いられた主要な仮定の合理性を評価するため、事業計画に関連する資料を 	

(6) 監査上の対応

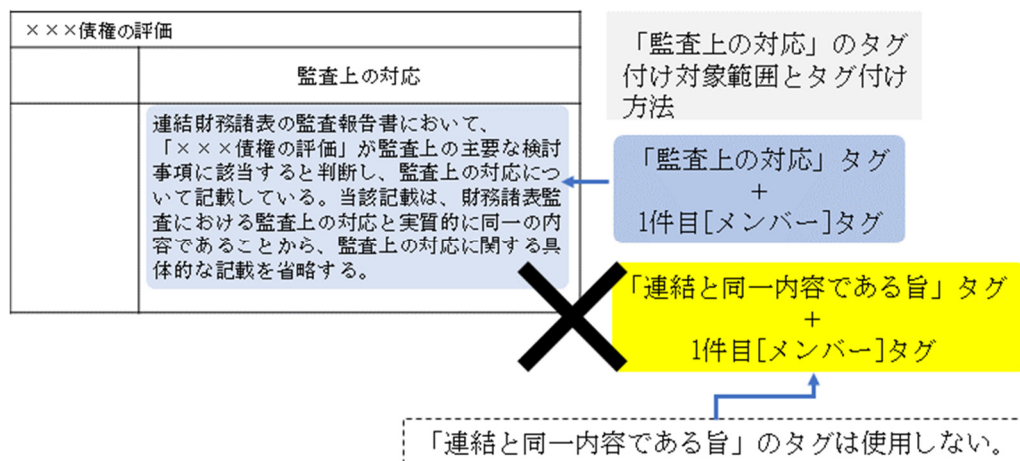
「監査上の対応」のタグ付け対象となるのは、監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応として記載されている内容である。記載区分の項目名である「監査上の対応」自体はタグ付けの範囲には含まれない。なお、「見出し」のタグ付けと同様に、監査上の主要な検討事項の記載件数に合わせたメンバータグとの組合せでタグ付けが行われる。

【図表 17】 「監査上の対応」のタグ付け範囲とタグ付け方法（監査報告書の該当部分を抜粋）

のれんの評価	監査上の対応	「監査上の対応」のタグ付け対象範囲とタグ付け方法
	<p>当監査法人は、会社が実施したのれんの減損テストを検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当監査法人の評価専門家を関与させ、使用価値の算定における評価方法を検証した。 ● 5 年間の将来キャッシュ・フローについては、その基礎となる将来計画と経営者によって承認された次年度の予算及び中期経営計画との整合性を検証した。 ● 5 年後以降の成長率及び割引率について、利用可能な外部データを用いた当監査法人の評価専門家による見積りと比較した。 ● 5 年後以降の成長率及び割引率のそれぞれについて監査人独自の感応度分析を実施し、経営者が実施した感応度分析との比較を行った。 ● 5 年間の売上収益成長率及び 5 年後以降の成長率並びに割引率の検討にあたっては、利用可能な外部データ及び経営者が収集した主要顧客に関する情報等を用いて、新型コロナウイルス感染症の深刻度や収束時期に関する経営者の仮定を評価した。 	<p>「監査上の対応」タグ + 1件目[メンバー]タグ</p>

監査上の対応の記載区分を設けた上で、その記載内容は連結財務諸表に対する監査報告書と同一内容であるとして具体的な記載を省略している場合には、「連結と同一内容である旨」のタグ付けは行わず、「監査上の対応」のタグ付けを行うことになる（「(7) 連結と同一内容である旨」参照）。

【図表 18】連結と同一内容であるとして記載を省略している場合（監査報告書の該当部分を抜粋）



なお、監査上の対応の記載内容を複数に分けている場合及び表中への区切り線の挿入による EDINET での監査報告書の表示については、前述の(5)内容及び理由の①、②及び③と同じである。

(7) 連結と同一内容である旨

連結財務諸表及び個別財務諸表の監査を実施しており、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため個別財務諸表の監査報告書においてその記載を省略している場合には、その旨の記載に対して「連結と同一内容である旨」のタグが付けられる。このタグ付けは個別財務諸表に対する監査報告書のみ適用される。ただし、個々の「監査上の主要な検討事項」区分の表記において、「監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由」及び「監査上の対応」の記載区分を設けている場合には、その記載内容として連結と同一の内容のため記載を省略していても「連結と同一内容である旨」のタグ付けは行われない。

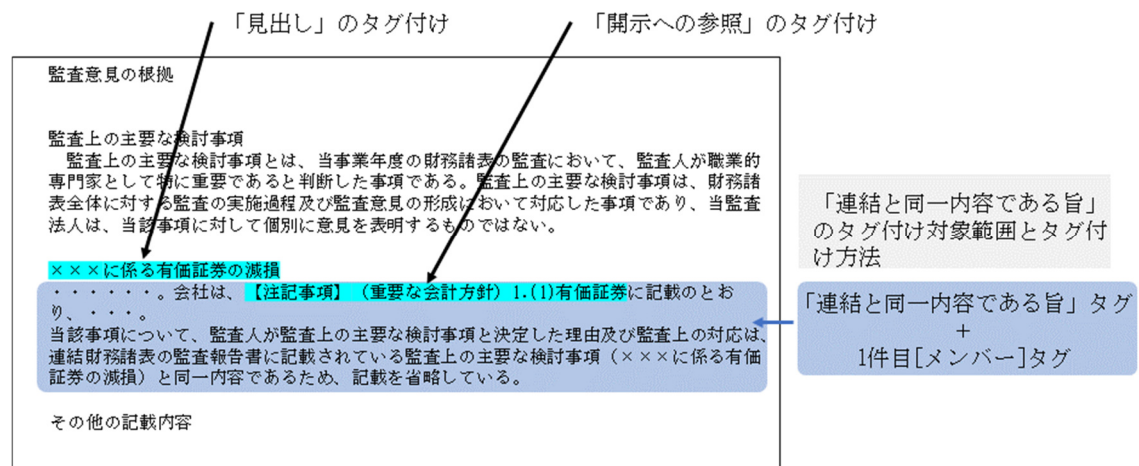
「連結と同一内容である旨」のタグ付け方法については、金融庁が公表している [EDINET タクソノミの概要説明](#)（2021年11月）に記載されている。

2-5-2-19 監査報告書

<KAMの「連結と同一内容である旨」のタグ付け>

個別財務諸表の監査報告書において、「内容及び理由」及び「監査上の対応」の記載がなく、「見出し」、「開示への参照」及び「連結と同一内容である旨」（「開示への参照」は記載がない場合あり）のみの記載がある場合に、「連結と同一内容である旨」のタグ付けをしてください。一つのKAMで「連結と同一内容である旨」の記載があっても、「内容及び理由」又は「監査上の対応」の記載がある場合には、「連結と同一内容である旨」のタグ付けをしません。

【図表 19】連結と同一内容のタグ付け範囲とタグ付け方法（監査報告書の該当部分を抜粋）



※ 「見出し」と「開示への参照」のタグ付け方法については、【図表 5】及び【図表 6】を参照。

3. その他の記載内容のXBRLタグ付けについて

2022年3月決算に係る財務諸表の監査から、監査報告書において「その他の記載内容」が記載されることになった（早期適用可能）。この適用に伴い、金融庁が公表した2022年版EDINETタクソノミからその他の記載内容をタグ付けするためのXBRLタグが追加された。これにより、EDINETで提出される2022年3月31日以後に終了する事業年度に係る監査報告書からその他の記載内容に対するXBRLタグ付けが求められる。具体的には、「その他の記載内容」のタグと「未修正の重要な誤り」のタグが、EDINETタクソノミの連結財務諸表に対する監査報告書及び個別財務諸表に対する監査報告書の区分にそれぞれに追加されている。

【図表 20】 その他の記載内容の XBRL タグ付け対象（連結・個別）

タグ付け区分	タグ付けの対象及び内容
その他の記載内容	その他の記載内容の全体に対してタグ付けされる。連結と個別の両方において必ずタグ付け対象となる。
未修正の重要な誤り	その他の記載内容に未修正の重要な誤りが記載される場合に、その内容に対してタグ付けされる。

(1) その他の記載内容

「その他の記載内容」のタグ付け範囲は、その他の記載内容の記載区分の全体が対象となる。この範囲には主見出しである「その他の記載内容」も含まれる。

【図表 21】 「その他の記載内容」のタグ付け対象範囲（監査報告書の該当部分を抜粋）

「その他の記載内容」のタグ付け対象範囲

監査上の主要な検討事項

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

(2) 未修正の重要な誤り

未修正の重要な誤りの有無は、監査報告書の利用者にとっても大きな関心があると考えられるが、有価証券報告書提出会社の監査報告書から未修正の誤りが記載されているものだけを抽出するのは容易ではない。そこで、その他の記載内容で記述される未修正の重要な誤りを特定しやすくするために、未修正の重要な誤りが記載される場合にはその記述内容に対して XBRL タグが付けられることになった。「未修正の重要な誤り」のタグ付け範囲は、その他の記載内容に未修正の重要な誤りが記載される場合に限り、その記述内容に対してタグ付けされる。

金融庁が公表している [EDINET タクソノミの概要説明](#) (2021年11月) では、「未修正の重要な誤り」のタグ付けは未修正の重要な誤りがあると明記されている場合に限るとされており、監査範囲の制約がありその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった場合などの重要な誤りの識別がない場合には「未修正の重要な誤り」のタグ付けは行われません。

2-5-2-19 監査報告書

＜その他の記載内容の「未修正の重要な誤り」のタグ付け＞

その他の記載内容に未修正の重要な誤りの記載がある場合に、当該記載内容に「未修正の重要な誤り」のタグ付けをしてください。未修正の重要な誤りの記載がない場合は、監査範囲の制約があり、関連するその他の記載内容の数値又は数値以外の項目が、重要な誤りとなるかどうかを判断できない場合も含めて、「未修正の重要な誤り」のタグ付けをしません。

下記【図表 22】は、監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2021年8月19日改正)の「付録2 その他の記載内容に関する監査報告書の文例」と EDINET タクソノミに用意されている「その他の記載内容」タグと「未修整の重要な誤り」タグの使用の関係を示している。

【図表 22】 その他の記載内容に関する監査報告書の文例と使用される XBRL タグの関係

	その他の記載内容に関する重要な誤りの識別	使用される XBRL タグ
文例 1	無	「その他の記載内容」タグ
文例 2	無	「その他の記載内容」タグ
文例 3	—	「その他の記載内容」タグ
文例 4	有	「その他の記載内容」タグ及び「未修正の重要な誤り」タグ
文例 5	無 (範囲の制約有)	「その他の記載内容」タグ
文例 6	有	「その他の記載内容」タグ及び「未修正の重要な誤り」タグ
文例 7	—	「その他の記載内容」タグ

【図表 23】 その他の記載内容に関する監査報告書の文例 6 に XBRL タグ付けを行った場合（監査報告書の該当部分を抜粋）

「その他の記載内容」のタグ付け対象範囲

その他の記載内容

その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称（注2）]に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、会社及び連結子会社はXX社を連結し、取得に関する会計処理を暫定の金額に基づいて行う必要があった。

当監査法人は、同様の理由から、[対象となる報告書の名称（注2）]に含まれるXX社を連結しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

「未修正の重要な誤り」のタグ付け対象範囲

【図表 24】 監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」（2021 年 8 月 19 日改正）の「文例 27 継続企業の前提が不成立であるが、継続企業の前提により連結財務諸表を作成していることによる不適正意見」に XBRL タグ付けを行った場合（監査報告書の該当部分を抜粋）

「その他の記載内容」のタグ付け対象範囲

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、継続企業の前提が成立していない状況にもかかわらず上記の連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、同様の理由から、有価証券報告書に含まれる継続企業を前提として連結財務諸表を作成したことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

「未修正の重要な誤り」のタグ付け対象範囲

(3) 中間監査報告書での「その他の記載内容」のタグ付けに関する取扱い

中間監査報告書については、その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合に限り、その対応の一つとして「その他の事項」区分が設けられる場合がある。そのため、2022年版 EDINET タクソノミでは、中間監査報告書の区分において「その他の事項」のタグは用意されておらず、タグ付け対象外となっている。この方針については、[「2022年度版 EDINET タクソノミ\(案\)」に対するコメントの概要及び金融庁の考え方](#)の No2 において明記されている。

以 上

- ・ 本周知文書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）

【本件についての問合せ先】

担当部署：日本公認会計士協会 業務本部 監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp